

公益社団法人 横手市シルバー人材センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人横手市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、事務局長等の職員を兼務する常勤役員に対して職員給与が支払われる場合は無報酬とする。

- 2 非常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月21日に支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月4日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

常勤役員	12万円までの範囲内
------	------------

別表2 費用の額

第7条の額は、日当+旅費の額とする。 (日当は一律4,000円とし、旅費は500円とする。)

前記別表2の費用の額の算出根拠等

- ① 役員(非常勤の副理事長、理事及び監事)の自宅からセンター又は理事会等開催場所までの交通費については、会員の就業先への途上に対する交通費支給をしていないことから、これに準じて交通費は支給をしないこと。
- ② 役員(非常勤の副理事長、理事及び監事)日当については、一般的に自宅等を離れて業務に従事する際の交通費・旅費以外に出張に伴う精神・肉体的疲労に対する慰労や諸雑費の補てんといった意味合いとして、会員の就業に準ずるものとし、午前10時~12時までと、午後1時~4時までの5単位とし、平均的な配分金1単位あたり800円×5単位を根拠に、日当を4,000円としたこと。但し社会通念上妥当な範囲であり、税法上では賃金として扱わない。
- ③ 役員(非常勤の副理事長、理事及び監事)旅費については、全市を対象行動範囲としてセンターから用務地までの片道12.5キロメートルを平均値の活動距離とした。よって往復25キロメートルを上限距離として打ちきり支給する。センター職員等の業務における交通手段に関する規程を適用し走行キロ単価20円を根拠とし、走行キロ単価20円×往復25キロメートル上限として、旅費を500円としたこと。
- ④ 理事長及び常務理事(但し常勤職員兼務の場合は除く。)については、本規程第3条第1項第3号の役員の報酬を適用することとし、第2条第1項第5号の費用は、会員の就業先への途上に対する交通費支給をしていないことから、これに準じて支給をしないこと。
- ⑤ 前各項は、横手市内の役員業務に関する費用であり、横手市外へ必要と認めて旅行を依頼した場合は、センター旅費規定を適用すること。(本規程とセンター旅費規程は重複し対象としないこと。)
- ⑥ 役員(非常勤の副理事長及び理事)が専門部会の活動した場合、センター専門部会及び委員会等の費用に関する規程を適用すること。(本規程とセンター専門部会及び委員会等の費用に関する規程を重複し対象としないこと。)